



1人でも雇ったら、「え？知らなかった」が命とり！あなたがやっている事務処理は違法かも!?

労働基準法のプロである社会保険労務士に学ぶ

事務担当者に必須の労働法の理解と事務必須ルール&コンプライアンス対策研修



タイムカードは何年保管が必須？22:00以降の時間外手当は×1.25？×1.35？休みに出勤してもらったが、振替休日での？給料で支払わなければ違法なの？労働基準法に基づいて適正な業務処理をするためには、知識が必要です！

日時

令和2年

5月19日（火）26日（火）

9：00-17：00

対象

総務・労務の事務担当者
給与計算担当者等

対象

会員／1名 8,800円

会員外／1名14,300円

※受講料には税・テキスト代が含まれます。
※同時入会で会員価格が適用されます
(入会費2,000円・年会費20,000円)

会場

遠野高等職業訓練校

岩手県遠野市青笹町中沢8-1-8⇒詳しくは裏面をご覧ください

<カリキュラム>

- 労働基準法とは
- 入退社時のポイント
 - 届出等の必須事務処理
 - 注意点など
- 労働時間に関するポイントと必須事務処理
 - 勤怠管理と法的に守らなければならない必須事務・帳票管理
 - 時間外・休日割増と給与計算の関連
 - 36協定の理解と振替・代休のルール
 - 年次有給休暇取得義務に関連する必須事務
- 休職に関するポイント
 - 休職制度についての理解と必須事務
- 服務規程に関するポイント
 - 罰則規定と必須事務
 - ハラスメント
- 懲戒・解雇に関するポイント
 - 懲戒処分の種類と理解
 - 必須事務
- 社会保険・労働保険とは
 - 社会保険・労働保険のしくみと事務
 - 労災保険制度のしくみと事務
 - 雇用保険制度のしくみと事務
 - 年金保険制度のしくみと事務
 - 健康保険制度のしくみと事務

【講師】

かおり社会保険労務士事務所
特定社会保険労務士

菅原 かおり 氏

奥州市在住。「なんでも相談できる社会保険労務士」を目指し、丁寧かつ迅速に企業をサポートしている。雇用主と従業員との間の問題発生を防ぐための就業規則の作成、雇用や賃金、退職金に関する相談、助成金などのアドバイスを行っている。“ヒト”に関わる問題を請負い、企業の経営の安定と発展を応援している。

申込締切りは開催初日1週間前。ただし、定員になり次第締め切ります。（会員とは（職）遠野職業訓練協会会員を指します。）

※キャンセルポリシー／申し込み後のキャンセルは受講料50%額をお支払いいただきます。また返金にもなる振込手数料はご負担いただきます。また、開催日1週間前以降のキャンセルは講師手配の都合上、全額ご負担いただきます。

お問い合わせ・お申込みは
(職)遠野職業訓練協会

0198-62-6310

